（2）連結損益計算書

第　期（　年　月　日から／　年　月　日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	一般勘定	特別勘定	調整額	合計
経常収益				
保険引受収益				
正味収入保険料				
その他保険引受収益				
保険代位等収益				
資産運用収益				
利息及び配当金収入				
金銭の信託運用益				
売買目的有価証券運用益				
有価証券売却益				
有価証券償還益				
金融派生商品収益				
その他運用収益				
その他経常収益				
経常費用				
保険引受費用				
正味支払保険金				
保険代位債権等取得額				
諸手数料				
支払備金繰入額				
責任準備金繰入額				
その他保険引受費用				
保険代位等費用				
資産運用費用				
金銭の信託運用損				
売買目的有価証券運用損				
有価証券売却損				
有価証券評価損				
有価証券償還損				
金融派生商品費用				
その他運用費用				
営業費及び一般管理費				
その他経常費用				
支払利息				
貸倒引当金繰入額				
貸倒損失				
その他の経常費用				
経常利益（又は経常損失）				
特別利益				
固定資産処分益				
負ののれん発生益				
交付国債償還益				
政府交付金収入				
債務繰延協定締結に伴う利益				
その他特別利益				
特別損失				
固定資産処分損				
減損損失				
不動産等圧縮損				
債務削減措置に伴う損失				
その他特別損失				
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）				
法人税及び住民税				
法人税等調整額				
法人税等合計				
当期純利益（又は当期純損失）				
非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）				
親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）				

（記載上の注意点）

法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

附　則

この省令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年七月三十一日）から施行する。